

富山県民福祉条例を公布する。

富山県民福祉条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 福祉に関する施策の基本方針等(第9条—第12条)
- 第3章 福祉に関する施策の推進(第13条—第25条)
- 第4章 生活関連施設等の整備等
  - 第1節 生活関連施設の整備等(第26条—第31条)
  - 第2節 特定生活関連施設の整備等(第32条—第40条)
  - 第3節 住宅及び公共車両等の整備(第41条・第42条)
- 第5章 財政措置等(第43条—第46条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉に関する施策について、基本理念を定め、並びに県、市町村及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、福祉に関する施策の基本となる事項及び生活関連施設等の整備に関し必要な事項を定めることにより、福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての県民が幸せに生きる福祉社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。
- (2) 生活関連施設 病院、劇場、百貨店、ホテル、飲食店、公共交通機関の施設、道路、公園その他の多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- (3) 公共車両等 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で規則で定めるものをいう。

(平16条例16・一部改正)

(基本理念)

第3条 福祉に関する施策は、次に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- (1) すべての県民が個人として尊重される社会
- (2) すべての県民が互いに支え合い共に生きる社会
- (3) すべての県民が健やかで安全かつ快適な生活を営むことができる豊かな社会
- (4) すべての県民が等しく社会的活動に参加することができる公正で活力ある社会

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、福祉に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、市町村が推進する福祉に関する施策について、市町村相互の連携が図られるように努めるものとする。
- 3 県は、自ら設置し、又は管理する施設で県民の利用に供するものについて、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備を進めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、県が推進する福祉に関する施策に協力しつつ、当該市町村の実情に応じて、福祉に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市町村は、自ら設置し、又は管理する施設で住民の利用に供するものについて、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備を進めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、県及び市町村が実施する福祉に関する施策に協力するものとする。

- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、自ら進んで、生涯にわたって健やかで充実した生活を営むができるよう努めるとともに、高齢者、障害者等に対する理解を深め、互いに支え合い共に生きる地域社会の形成に努めるものとする。

- 2 県民は、県及び市町村が実施する福祉に関する施策に協力するものとする。

(推進体制の整備)

第8条 県は、市町村、事業者及び県民と連携して福祉に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

## 第2章 福祉に関する施策の基本方針等

### (施策の基本方針)

第9条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 県民が福祉に対する理解を深め、積極的に福祉活動に参加することができるよう県民の意識の高揚及び福祉を担う人材の養成を図ること。
- (2) 福祉に関する県民の需要に的確に対応することができるよう福祉サービスの提供体制の整備を図ること。
- (3) 県民が積極的に社会的活動に参加することができるよう参加の機会の確保、生活関連施設の整備その他の社会環境の整備を図ること。

### (施策の実施に当たっての配慮事項)

第10条 県は、福祉に関する施策の実施に当たっては、次に掲げる事項の確保に配慮するものとする。

- (1) 福祉サービスがその利用者の需要に即して提供されること。
- (2) 保健、医療、教育、文化等に関する施策との有機的な連携により、福祉サービスの利用者の生活の質の向上が図られること。

### (基本計画の策定)

第11条 知事は、福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福祉に関する施策の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、富山県社会福祉審議会の意見を聴かなければならぬい。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (個別計画の策定)

第12条 知事は、基本計画に基づき、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉等に関する施策を推進するための計画をそれぞれ定めるものとする。

## 第3章 福祉に関する施策の推進

### (県民の意識の高揚)

第13条 県は、福祉に対する県民の理解を深めるとともに県民の自主的な福祉活動への参加の意欲が増進されるよう、福祉に関する学習の機会の充実、啓発活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (福祉人材の養成等)

第14条 県は、福祉に関する知識又は介護等の技能を有する者の養成及び確保並びに資質の向上を図るため、養成施設の整備の促進、研修の機会の充実、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (ボランティア活動の支援)

第15条 県は、県民が行う福祉に関するボランティア活動を支援するため、活動基盤の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (多様な福祉サービスの提供体制の整備等)

第16条 県は、福祉に関する県民の多様な需要に的確に対応するため、保健、医療及び福祉に関する施策を有機的に連携し、並びに福祉サービスを提供する事業者との連携を図ることにより、福祉サービスが総合的に提供される体制の整備に努めるものとする。

2 県は、福祉サービスを提供する事業者に対し、その事業が適切に行われるよう情報の提供その他の必要な施策を講ずるように努めるものとする。

### (相談体制の整備)

第17条 県は、福祉に関する県民の相談に適切に対応することができるよう相談体制の整備に努めるものとする。

2 県は、市町村が福祉に関する住民の相談に適切に対応することができるよう助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

### (情報の提供等)

第18条 県は、福祉に関する情報を県民に対し適切に提供するように努めるものとする。

2 県は、高齢者、障害者等が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示することに資するため、必要な施策を講ずるように努めるものとする。

3 電気通信又は放送の役務の提供を行う事業者は、その役務の提供に当たっては、高齢者、障害者等の利用の便宜を図るように努めるものとする。

### (健康の保持増進及び介護の支援等)

第19条 県は、県民が自ら健康の保持及び増進に努めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、介護を必要とする高齢者、障害者等が適切な保健医療サービス及び福祉サービスが受けられるようにするため、居宅における介護の支援体制及び福祉施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (児童の育成)

第20条 県は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つようにするため、母性の保護、子育てへの支援、児童の健全な育成を図る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者教育の充実)

第21条 県は、障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(就労の機会の確保)

第22条 県は、高齢者及び障害者がその意欲と能力に応じて就労する機会が確保されるよう職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、高齢者及び障害者の雇用の機会の確保を図るように努めるとともに、その雇用する高齢者及び障害者に係る職場環境の整備に努めるものとする。

(文化活動等の機会の確保等)

第23条 県は、高齢者及び障害者が生きがいを持って生活を営むことに資するため、文化、スポーツ等に関する活動への参加の機会の確保、生涯学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全な生活の確保)

第24条 県は、高齢者、障害者等が安全に生活を営むことができるようにするため、防犯、防災、交通安全の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(福祉に関する産業の振興等)

第25条 県は、福祉サービスの提供、福祉用具等の供給その他の高齢者、障害者等の日常生活又は社会生活における利便の増進に資する産業の振興に努めるものとする。

2 県は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる住宅、福祉用具等に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果を普及するため、必要な施策を講ずるように努めるものとする。

#### 第4章 生活関連施設等の整備等

##### 第1節 生活関連施設の整備等

(整備基準)

第26条 知事は、生活関連施設における出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場その他の部分で多数の者の利用に供するものの構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を規則で定めるものとする。

(平16条例16・一部改正)

(整備基準の遵守)

第27条 生活関連施設の新築、新設、増築、改築又は用途変更(施設の用途を変更して生活関連施設とする場合を含む。以下「新築等」という。)をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準を遵守する場合と同等以上に円滑に利用することができる場合又は構造、地形若しくは敷地の状況等により整備基準を遵守することが困難である場合は、この限りでない。

(既存生活関連施設の整備)

第28条 この章の規定の施行の際現に存する生活関連施設(現に新築等の工事中のものを含む。)を設置し、又は管理する者は、当該生活関連施設について、整備基準への適合状況の把握に努めるとともに、整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(維持保全)

第29条 生活関連施設を設置し、又は管理する者(以下「生活関連施設の設置者等」という。)は、当該生活関連施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するように努めなければならない。

(適合証の交付)

第30条 生活関連施設の設置者等は、当該生活関連施設を整備基準に適合させているときは、知事に対し、当該生活関連施設が整備基準に適合していることを証する証票(次項において「適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該生活関連施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該生活関連施設の設置者等に対し、適合証を交付するものとする。

(介助等の措置)

第31条 生活関連施設の設置者等は、高齢者、障害者等が当該生活関連施設を円滑に利用できるようにするため、第27条から第29条までに規定するもののほか、介助その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

##### 第2節 特定生活関連施設の整備等

(特定生活関連施設の新築等の届出)

第32条 生活関連施設で規則で定める種類及び規模のもの(以下「特定生活関連施設」という。)の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 特定生活関連施設の新築等をしようとする者が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項の規定により同項に規定する建築物移動等円滑化基準(以下この項において「建築物移動等円滑化基準」という。)に当該特定生活関連施設を適合させなければならない場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請

書の提出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。ただし、当該特定生活関連施設の新築等をしようとする者が遵守しなければならない整備基準に、当該特定生活関連施設を適合させなければならない建築物移動等円滑化基準として定められていない基準があるときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(平16条例16・平18条例57・一部改正)

(指導及び助言)

第33条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(工事完了の届出)

第34条 第32条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第35条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設の整備基準への適合状況について検査を行うものとする。

(勧告)

第36条 知事は、第32条の規定による届出を行わずに特定生活関連施設の新築等の工事に着手した者に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

2 知事は、第32条の規定による届出を行った者が当該届出に係る工事を行った場合において、当該工事が届出の内容と異なり、かつ、当該届出に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないときは、当該届出を行った者に対し、当該届出の内容に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、第33条の規定による指導又は助言を受けた者が当該指導又は助言に係る工事を行った場合において、正当な理由がなくて当該指導又は助言に従わず、かつ、当該指導又は助言に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないときは、当該指導又は助言を受けた者に対し、当該指導又は助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第37条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(既存特定生活関連施設の整備)

第38条 知事は、この章の規定の施行の際現に存する特定生活関連施設(現に新築等の工事中のものを含む。)が整備基準に適合していない場合において、特に整備の必要があると認めるときは、当該特定生活関連施設を設置し、又は管理する者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び立入調査)

第39条 知事は、第33条及び第35条から前条までの規定の施行に必要な限度において、特定生活関連施設の新築等をしようとする者又は特定生活関連施設を設置し、若しくは管理する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、特定生活関連施設若しくは特定生活関連施設の工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(国等に関する特例)

第40条 国、地方公共団体その他規則で定める者(次項において「国等」という。)については、第32条から前条までの規定は、適用しない。

2 知事は、国等に対し、特定生活関連施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

### 第3節 住宅及び公共車両等の整備

(住宅の整備)

第41条 県民は、その所有する住宅について、居住する者の身体の機能の状況及び高齢化等に対応し、円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された住宅の供給に努めるものとする。

(公共車両等の整備)

第42条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため、整備その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第5章 財政措置等

(財政上の措置)

第43条 県は、福祉に関する施策を推進するため、必要な基金の設置その他の財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(市町村及び社会福祉法人等に対する援助)

第44条 県は、市町村が推進する福祉に関する施策に関し必要な助言、助成その他の援助を行うことができる。

2 県は、社会福祉法人等が行う福祉に関する事業活動に関し必要な助言、助成その他の援助を行うことができる。

(顕彰)

第45条 知事は、高齢者、障害者等の福祉の増進に関し功績のあった者又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

(規則への委任)

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成9年規則第53号で平成10年4月1日から施行)

附 則(平成16年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年富山県条例第50号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成18年条例第57号)

この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成18年12月20日)